

令和7年2月21日

総務部長 坂井 元
(契約監理課取扱い)

指名登録業者に対する指名停止について

佐賀市は、2月21日に開催した佐賀市入札者指名等審査委員会において、下記のとおり指名停止の取扱いを審議し、決定しました。

記

1 決定内容

指名停止業者名（本社所在地）	指名停止期間
株式会社佐電工 (佐賀県佐賀市天神1丁目4番3号)	令和7年2月25日 ～令和7年10月24日 (8か月)

2 理由

前記事業者の使用人である営業本部副本部長は、多久市が令和4年10月25日に発注し、前記事業者が受注した庭球場照明設備改修工事において、入札の秘密事項となる指名業者名を同市職員から入手し、入札の公正を害したとして、令和7年2月18日に、公競売入札妨害の疑いで佐賀県警に逮捕された。

このことは、佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領別表第2（贈賄及び不正行為等に基づく措置基準）第8号（競売入札妨害又は談合）に該当する。